

「ものづくり×クリエイティブ」事例紹介動画制作業務委託仕様書

1 業務名

「ものづくり×クリエイティブ」事例紹介動画制作業務

2 背景

佐賀県では、県内においてものづくりに携わる中小企業者（以下「ものづくり事業者」という。）が、「ものづくり×クリエイティブ」を基本的なコンセプトとした「夢」「志」「新しい試み」へ挑戦することを応援し、これまでのビジネスモデルから一歩踏み出した新たな取組を促進するための支援を行う「ものづくり企業イノベーション促進事業」を実施している。

具体的には、外部のクリエイターやデザイナー（以下「クリエイター等」という。）と連携して、自社製品の販売促進やブランディング、新たな付加価値を付すための技術開発や製品等の開発などの取組を支援し、それぞれの取組において効果をあげている。（別紙1参照）

しかしながら、クリエイター等と連携する（ものづくり×クリエイティブの事例）イメージを具体的にもてず、本事業の活用に対して二の足を踏んでいるものづくり事業者も一定程度いる。

そこで、本事業を利用し成果を挙げた企業の事例を紹介する動画を作成し、県内ものづくり事業者へ広く周知することで、（ものづくり×クリエイティブ）のイメージをもってもらい、本事業の活用を促進さらにはクリエイター等と連携するものづくり事業者の増加を図りたいと考えている。

3 目的

本事業を利用し成果を挙げた企業の事例を紹介する動画を作成し、県内ものづくり事業者へ広く周知することで、（ものづくり×クリエイティブ）のイメージをもってもらい、本事業の活用を促進、クリエイター等と連携するものづくり事業者の増加を図り、ひいては、企業の売上向上や認知度向上を図る。

4 ターゲット

県内ものづくり事業者

5 委託期間

契約締結の日から令和6年3月29日（金）まで

6 業務の内容

受託者が行う業務は、「ものづくり×クリエイティブ」事例紹介動画のコンセプト検討から制作までに係る業務とし、次の各号のとおりとする。なお、取材数は3社（1社1名以上＋クリエイター等1名以上）を想定している。

（1）魅力発信動画の制作

ア 内容

- ・「ものづくり企業イノベーション促進事業」に採択された企業(別紙1)において、成果を挙げた事例を紹介する。ただし、取材対象者の選定については、県と協議の上、最終決定する。
- ・「クリエイター等と連携してよかったこと」「連携する際に工夫したこと」など取組の過程を紹介し、クリエイター等と連携するイメージがもてるような内容とすること。
- ・「事業実施に携わったクリエイター等」の想いや意見についても同時に紹介すること。
- ・動画を視聴したものづくり事業者が、「クリエイター等と連携した取組を実施したい」「ものづくり企業イノベーション促進事業を活用したい」と感じることを期待する。

イ 制作本数・仕様(想定)

- ・以下、①と②の合計本数を制作本数とする。
 - ①目的を達成することができる動画 【3本】
 - ②より多くのものづくり事業者に視聴してもらいたいため、①の要約版の動画を作成すること。(YOUTUBEへの掲載を想定) 【3本】
- ・動画の仕様は以下のとおり想定しているが、より効果的な提案がある場合はこの限りではない。

(仕様の想定)

	①の動画	②の動画
動画の長さ	10分程度	1分程度
制作本数	3本	3本
想定している動画の役割	上記「ア 内容」を参照	ものづくり事業者が気軽にストレスなく最後まで視聴することができるような動画(①の動画の要約版)

ウ 制作した動画のアップロード先

- ・①の動画をものづくり産業課が保有しているYouTubeアカウントへアップロードすること。(https://youtube.com/channel/UCyCFDtrr2U0t-R0wpN1kYsQ)

7 スケジュール(目安)

11月中旬～11月下旬	県関係者との詳細打ち合わせ、取材対象者の選定 (以降、適宜、進捗の打合せ・調整)
12月上旬	動画制作開始(取材・仕上りの内容確認・調整)
令和6年3月中旬	納品

8 委託料及び支払について

- (1) 金額 1,800千円以内(消費税及び地方消費税込)
- (2) 支払い方法 完了払

9 成果物

制作した動画のデータ、広報物等のデータ及び残部を納めること。

10 成果物納品場所

〒840-8570 佐賀県佐賀市城内 1-1-59 佐賀県庁新館 9 階
佐賀県産業労働部ものづくり産業課

11 留意事項

- (1) 本委託業務は、県と十分に協議の上、実施すること。
- (2) 本仕様書に記載されていない内容について及び記載事項に疑義が生じたときは、県と受託者による協議の上、決定するものとする。
- (3) 契約締結後、受託者から、事業効果を高める提案があれば、県と協議の上、追加することができる。ただし、委託金額内で実行可能なものに限る。
- (4) 受託者は、本委託業務を履行する上で知り得た情報について、第三者に漏らしてはならない。
- (5) 受託者は、本委託業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護法（平成 15 年（2003 年）法律第 57 号）を遵守しなければならない。また、個人情報の取扱いについては、県が定める個人情報保護特例及び情報セキュリティポリシーを遵守すること。
- (6) 受託者が県に引き渡すべき成果物は、県の所有とする。
- (7) 本業務委託の実施のために制作した全ての成果物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む。）は県に帰属し、受託者が複写、複製、抜粋、その他の形式によりほかの用に供する場合は、県の承諾を受けなければならない。
- (8) 受託者は、県に対し、著作者人格権を行使しないものとする。
- (9) 受託業者の有する前項所定の著作者人格権を侵害する者がいる場合、県から請求があったときは速やかに県の請求に従い、当該侵害者に対し、著作者人格権を行使するものとする。
- (10) 受託業者は、県に対して、成果物が第三者の著作権、産業財産権その他の権利を侵害していないことを保証するものとする。
- (11) 受託者は、委託業務完了後、速やかに委託業務完了報告書に成果物を添えて、県に提出すること。
- (12) 本委託業務の関係書類については、委託業務完了後 5 年間保管すること。